

被告人以上長官以上及同等以上ノ軍人ナル時ハ之ヲ海軍  
判官ニ付ス可シ

被告人士官以下及同等以下ノ軍人若クハ其他ノ諸人ナ  
ル時ハ其事件ノ難易ニ從ヒ該守府長官ハ判官トシ司令官ハ  
陸軍ノ將校ニ審問委員トシ之ヲ審問シ之ヲ爲シ若クハ直  
ニ判決ニ付ス可シ

第三十七條 各廳長被告事件ノ具申ヲ受ケ若クハ自ラ檢察  
ノ處分ヲ爲シタル時ハ速ニ其事件ヲ東京軍法會議ノ主理  
ニ移シ主理ハ之ヲ判官トシ之ヲ交付ス可シ

第三十八條 東京軍法會議ノ判官主理ヨリ被告事件ノ交  
付ヲ受ケタル時ハ速ニ左ノ處分ヲ爲ス可シ

被告人士官以上及同等以上ノ軍人ナル時ハ之ヲ海軍  
判官ニ付ス可シ

被告人士以下及同等以下ノ軍人若クハ其他ノ諸人ナ  
ル時ハ其事件ノ難易ニ從ヒ判官トシ之ヲ審問委員トシ之ヲ審問  
シ之ヲ爲シ若クハ直ニ判決ニ付ス可シ

第三十九條 海軍被告事件ノ具申ヲ受ケタル時ハ其事件  
ノ難易ニ從ヒ審問若クハ判決ニ付スルノ命令ヲ下ス可シ  
其命令ヲ受ケタル鎮守府長官司令官若クハ判官トシ之ヲ審問  
委員トシ之ヲ審問委員トシ之ヲ爲シ若クハ直ニ判決ニ付ス可シ

第四十條 審問委員審問ヲ爲ス時ハ先ツ召喚狀ヲ發シ其被  
告人出廷シタル時ハ即日之ヲ訊問ス可シ

第四十一條 審問委員ハ召喚狀ヲ受ケ可シ被告入遠隔ノ地  
ニ在ル時ハ其地ノ司法警察官ニ其處分ヲ囑託スルコトヲ  
得

第四十二條 審問委員ハ召喚狀ヲ受ケタル被告入其日時ニ  
出廷セザル時ハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得 (未完)

○農商務省第六號 警視廳 府縣  
明治十年(一月)内務省乙第三號及同年(三月)同省乙第三  
拾三號遵照止候條此旨相違候事

明治十七年三月二十二日 農商務卿西郷從道  
○宮内省乙第三號 府縣  
非從從六位以上同勳六等以上ノ輩自今實所 皇璽 神殿等  
祭典ノ節參拜被差許候條此旨相違候事

明治十七年三月二十二日 宮内卿伊藤博文  
○東京府告示乙第四拾五號  
根室縣管内ノ地所拂下人ノ内未タ地券不申受者ハ本年一月  
三十日迄ノ所轄郡役所へ可申出官客年當應乙第百廿一號ヲ  
以テ告示致置候處更ニ本年六月三十日迄延期候條一般許可  
指令濟ノ者右期限經過何等不申出者ハ該指令無効ナルニキ  
旨右縣廳ヨリ通知有之候條此旨告示候事

明治十七年三月廿一日 東京府知事芳川顯正  
○東京府達丙第四拾三號 區役所 戶長役場  
查造稅則營業稅則賣藥印紙稅則煙草稅則ニ關シ當應檢  
査員ニ於テ犯則アリト認知若クハ思料シ其場所ニ立入り証  
憑取調ノ處分ヲ爲スルハ區ハ書記部ハ戶長ヲ立會ハシメ候  
條此旨相違候事

但時ニヨリ隣佑ヲ立會ハシメ候條此旨心得置シヘシ  
明治十七年三月廿二日 東京府知事芳川顯正

叙任

○明治十七年三月廿一日 參議正四位勳一等 伊藤 博文  
兼任宮内卿  
任侍從長  
○明治十七年三月六日 宮内卿正二位勳一等 德大寺實則  
任栃木縣少書記官 秋田縣少書記官正七位榊山 實雄

時事新報

宮内卿ノ更迭

一昨日ノ時事新報ニ於テ宮内卿德大寺實則君ハ侍從長ニ轉  
任シ參議伊藤博文君ハ宮内卿ニ兼任シタル由我輩ガ聞込

タルマ、ヲ取敢エズ報道シ置カタルガ此事訛傳ニアラス本  
日ノ公報欄内ニ記ス如ク宮内省中ニ變化アリタル次第ノ公  
布アリタリ即チ從來ノ侍從長、侍從、侍從試補ノ職ヲ廢シ更  
ニ侍從職ヲ置キ其侍從長(勅任一等官相當)ハ德大寺君ニ任  
セラレ德大寺君ノ跡役宮内卿ハ伊藤君ニ兼任セラル、旨宣  
下アリタルナリ

從來ノ宮内卿ハ專任ノ官ニシテ他省ノ長官ノ如ク參議兼任  
ノ事ナカリシ故ニ一省ノ長官ニハアレハ宮内卿ニ限リテ内  
閣ノ政務ニ參議スルコトナク其地位稍ヤ掛務ノ中心ヨリ遠ザ  
カリタルモノ、如キ觀アリシナリ然ルモ今回伊藤君ノ宮内  
卿タルヤ參議ノ本職ヲ以テ更ニ之ヲ兼任スルコトナリ他省  
ノ長官ト同一ノ地位ニ在ルモノナルガ故ニ之ヲ從來ノ制度  
ニ比スレハ宮内省ノ性質ニ大變化ヲ加ヘタルモノト見做シ  
テ敢テ不可ナキカ如ク然リ

伊藤君ガ才名ヲ以テ朝ニ鳴ルヤ久シ殊ニ一昨年三月ヲ以テ  
歐洲ニ航シ滞在一年餘葉蕪便々文明ノ新知識ヲ滿載シテ去  
年八月ニ歸朝シタル以來ハ政治社會ノ注目ヲ招ク少ナカ  
ラズ歐洲行ノ御用筋ハ文明諸國ノ制度取調ノ爲メナリトノ  
際アリテ其信僞ハ固ヨリ明白ナラズト雖モ或ハ去ル事ニテ  
モアリシカト思ハレザルニアラズ歸朝後ハ別ニ一省一院ノ  
長官ニ任スルコトモナク專任參議ノ儘ニテアリシガ退テ永田  
町ノ官邸ニ居住ノ後ハ憲法取調ノ事務忙ハシキヤノ際モア  
リシ去年末外務卿井上馨君養病ノタメ四國、中國、京滬邊  
旅行中三ヶ月計リノ間ハ伊藤君代リテ外務ノ事務ヲ理シタ  
リシガ井上君歸京スルニ至リテ各從前ノ地位ニ復シタリ然  
ルニ本月中旬ニ至リ宮中ニ制度取調局ト稱スルモノヲ設ケ  
ラレ伊藤君コレガ長官ニ任セラレタリ此新局ノ事務性質未  
ダ明瞭ナラズト雖モ文字上ヨリ見レバ制度取調局ト局ト  
アルガ故ニ所謂憲法取調ノ事ニシテ文明諸國ノ制度ヲ考  
ヘテ其宜キヲ裁シ大ニ我制度ヲ改良スルノ下調ベテ爲ス  
局ニテモアラザルカト思ハル、ナリ而シテ此取調局ノ性質ノ  
一種新規ナルハコレヲ宮中ニ設ケラレタルノ一事ナリ簡略  
ニ見解下スルハ宮中ハ府中ニ對スル語ニシテ帝室ノ私ニ  
屬シ宮内省ハ府中ノ一部ニシテ帝室ノ公ニ屬ストモ申スベ  
キモノナルガ故ニ今此取調局ヲ他ノ省院ノ格ニ倣ヒテ尋常  
獨立ノ一局トセズ又コレヲ太政官中ニ設ケズ又コレヲ宮内  
省中ニ設ケズ直チニ宮中ニ設置セラレタルヨリ見レバ眞實  
陛下ノ御手許ニ在リテ朝夕御直キニ御差圖ヲ裝ルベキ尊重  
無比ノ局ナリト推察セラル、ナリ伊藤君若シテ此局務ノ重  
ヲ負フ翼々トシテ只管失墜ナカラントシテ其心ト爲スハ因  
ヨリナルベシ然ルモ今又參議ノ本職ヲ以テ宮内卿ヲ兼任ス  
其任ノ貴重尊大ナル其比類ヲ見ルコト甚ダ少ナルベシ當ニ  
宮中ニ設ケラレタル新局ノ長官タルノコトヲ參議ニシテ  
又宮内卿ヲ兼ス 陛下ニ咫尺シ奉リテ親シク 聖旨ヲ奉ズ  
ルコトモ他ノ參議ニ比スレバ必ズ屬々ナルベキモノアランカ  
ト察セラル、ガ故ニ同ノ政務ノ大任ニ當ルモノトハ申シテ

雜報

○行幸 來る二十八日午後一時御出門神奈川縣下南多摩郡  
連光寺村邊へ行幸在少せらる、曾去る二十一日御出され  
り又今二十四日 聖上皇后宮には神奈川縣下杉田村梅林へ  
行幸在らせ給ふよしにて昨日は香川宮内少輔が風宮と共  
道路檢分として同所へ赴じたり又横濱停車場よりの御道  
筋は吉田橋より右へ福島町一丁目左りへ清正公前、長者町  
、末吉町、吉田、新田、大岡、征良、田中、栗木の諸村を経て上  
中里村境より左りへ杉田村着御の御願路なり右ふ付此邊の  
村々にては道路修繕に着手したりと又御小休は征良村石川  
善右衛門方、御餐食は杉田村との御指定の由に承はれり  
委しくは明日の紙上へ記載すべし

○參内餘聞 去る廿一日英國新任特命全權公使アランケ  
ト氏は國書捧呈の爲め參内のと以前既に記載せしが同日は  
公使夫人并に隨行書記官(書記代理公使)セ、オノレーアル、パ  
ウル、ヘンリー、ルイ、ボニル、トレンナ氏二等書記官セ、オ  
ノレーアル、ルイス、グレウイール氏日本書記官ワゴン、ヘ  
リントン、ゴピンズ氏横濱從伯英國軍艦チキール號艦  
長フレレルトン氏并に同艦士官一名とも參内賜見仰付けら  
れ畢りて同公使夫妻は皇后宮へも賜見仰付けられたり又其  
折公使の上旨せしは左の如くなり  
不肖アランケトは今度我仁慈なる女皇陛下の命を蒙り  
日本駐劄英特命全權公使兼參議事ハリー、パーキス  
ふ代て其任を繼紹するの榮幸を得たれを茲お天願も厚尺  
して國書を捧呈せんと欲するなり而して此國書の大意は  
我女皇陛下がハリー、パーキスを他國駐劄公使に任じ更  
に不肖アランケトを以て日本駐劄英特命全權公使兼  
總領事に新任したるを